



令和2年7月21日

保護者 各位

宜野湾市立普天間第二小学校
校長 知念 克治
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応について(お知らせ)

盛夏の頃、保護者の皆さまにはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、連日のように、新型コロナウイルスの新規感染者数が報告されるなかで、19日には、中部保健所管内の小学生男児の感染が発表され、今後の感染拡大および影響が心配されます。

本校におきましては、感染症予防のための、手洗い、マスク着用等の指導の徹底を図るとともに、教室の換気、玄関や階段手すり等の消毒を行っています。今後、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合には、「幼稚園・小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応臨時休業(休校)等の基準」(宜野湾市教育委員会 7月8日付け)において指針が示されていますので、これらをもとに対応させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染については、「どこでも起こりえる、感染した子どもに責任はない」という考えのもと、以下の対応が必要となった場合は、プライバシーの保護を徹底し、偏見やいじめが起こらないよう取り組んでまいります。

記

1. 園児児童生徒及び教職員が「感染症罹患者」となった場合

(1) 罹患者本人は、治癒するまで「出席・出勤停止(特別休暇)」とする。

(2) 臨時休業の判断

① 園児児童生徒や教職員の感染が確認された場合、宜野湾市教育委員会が、学校の全部又は一部の臨時休業を決定する。

② 感染が複数校にわたる等、市内全域に感染拡大が懸念される場合は、宜野湾市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて協議を行い、市内全幼小中学校の臨時休業を決定する。

(3) 校内等の消毒が終了し保健所等からの助言をもとに、宜野湾市教育委員会が、学校再開日を決定する。

※「原則として、濃厚接触者の特定や消毒に要する5日間程度は臨時休校とする。」

(沖縄県教育委員会 教保第668号 令和2年7月10日付け)

2. 園児児童生徒及び教職員が「濃厚接触者」とされた場合

- (1) 当該者は、「出席・出勤停止(特別休暇)」とし、感染症罹患者と接触した日から2週間とする。(ただし、保健所等からの助言をもとに、短縮・延長する場合もある。)

3. 園児児童生徒及び教職員の同居家族が「感染症罹患者」の場合

- (1) 同居家族の感染が確認された日から「2週間の出席・出勤停止(特別休暇)」とする。(ただし、保健所等からの助言をもとに、短縮・延長する場合もある。)

4. 園児児童生徒の感染は確認されていないが、下記のいずれかの「症状」があり、欠席した日数は「出席停止」扱いとする。

- (1) 37.5度(目安)以上の発熱や風邪症状(咳等)が見られるとき。
(2) 味覚や臭覚の異常、強い倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)。

5. 医療的ケアが日常的に必要な園児児童生徒や基礎疾患のある園児児童生徒についての対応

- (1) 主治医と相談し、個別に登校の判断をする。
(2) 感染症拡大予防の観点から欠席する場合は、「出席停止」とする。

6. その他

- (1) 感染症拡大予防の観点から、保護者が園児児童生徒を出席させなかった場合は、事情を聞いたうえで欠席扱いとせず、校長の判断で出席停止とすることができる。
(2) 市内及び近隣市町村で感染者が増加した場合は、教育委員会は、状況に応じて対応を判断する。

※ 沖縄県内の感染拡大の状況や国や県の対応方針等、ならびに学校の状況等を検討事項に加え、随時、基準を変更することもあります。

※ 感染者発生等の報告を学校が受けた場合は、園児・児童生徒の緊急下校を実施する可能性があります。その際は、「じんじん」メール・ホームページ等でお知らせとなることをご了承ください。